

清瀬市立学校の遠足（旅行）・
集団宿泊的行事の在り方検討委員会
報告書

令和6年3月27日

清瀬市立学校の遠足（旅行）・
集団宿泊的行事の在り方検討委員会

もくじ

| | |
|--------------------------|-----|
| 1 遠足（旅行）・集団宿泊的行事の目標等について | P3 |
| 2 集団宿泊的行事の現状と課題について | P4 |
| 3 検討委員会における協議概要等について | P5 |
| 4 令和7年度以降の宿泊行事について | P9 |
| 参考資料 | P10 |

1 遠足（旅行）・集団宿泊的行事の目標等について

（1）学習指導要領解説特別活動編（平成29年7月告示 文部科学省）¹

<小学校>

① 学校行事の目標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

② 学校行事の内容

儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、**遠足・集団宿泊的行事**、勤労生産・奉仕的行事

③ 遠足・集団宿泊的行事

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるようにすること。

<中学校>

① 学校行事の目標

全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

② 学校行事の内容

儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、**旅行・集団宿泊的行事**、勤労生産・奉仕的行事

③ 旅行・集団宿泊的行事

平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

¹ 学習指導要領解説特別活動編（平成29年7月告示 文部科学省）

詳細については、巻末の資料「学習指導要領解説特別活動編（抜粋・要約）」平成29年7月告示（文部科学省）を参照のこと。

2 集団宿泊的行事の現状と課題について

(1) 集団宿泊的行事の期間及び場所等について

近隣自治体における集団宿泊的行事（以下宿泊行事という）の現状（令和5年度調査）

① 小学校

| | 小 5 | | 小 6 | |
|-----|------------|------------|------|----------|
| | 期間 | 場所 | 期間 | 場所 |
| 清瀬市 | 1泊2日 | 立科 | 1泊2日 | 日光 |
| A市 | なし | | 2泊3日 | 榛名 |
| B市 | なし | | 2泊3日 | 赤城 |
| C市 | 学校独自(1校のみ) | 長野県伊那市 | 2泊3日 | 日光 |
| D市 | 学校独自(複数校) | 高尾・野辺山・赤城他 | 2泊3日 | 日光・野沢・群馬 |
| E市 | 学校独自(複数校) | | 2泊3日 | 日光 |

② 中学校

| | 中1もしくは中2 | | 中 3 | |
|-----|----------|---------|------|----------|
| | 期間 | 場所 | 期間 | 場所 |
| 清瀬市 | 2泊3日 | 菅平・他 | 2泊3日 | 京都・奈良他 |
| A市 | 2泊3日 | 菅平 | 2泊3日 | 京都・奈良 |
| B市 | 2泊3日 | 菅平・北斗市 | 2泊3日 | 京都・奈良 |
| C市 | 2泊3日 | 菅平・北佐久他 | 2泊3日 | 京都・奈良 |
| D市 | 2泊3日 | 菅平・群馬 | 2泊3日 | 京都・広島・金沢 |
| E市 | 2泊3日 | 菅平 | 2泊3日 | 京都・奈良 |

検討事項

- ・小学校第5学年の移動教室で使用していた立科山荘の運営を令和7年3月末に終了する。
- ・小学校第6学年の修学旅行について、1泊2日の行程では、往復に多くの時間が割かれるため、現地での体験活動等の機会が十分に確保できない。



それぞれの行事の目的や目標を明確にした上で、小学校第5学年の移動教室の実施場所や実施方法、第6学年の修学旅行の実施期間等について、その在り方を早急に検討していく必要がある。

3 検討委員会における協議概要等について

(1) 検討委員会の開催日程

| | 日時 | 主な内容 |
|-----|---------------------------|---|
| 第1回 | 令和6年 1月18日(木) 10時から | ○検討委員会の役割の確認 ○現状と問題点の整理 |
| 第2回 | 2月8日(木) 10時から | ○今後の方向性に関する協議 ・小学校における宿泊行事の在り方について (実施内容、実施日数・場所・実施学年、運用面等) |
| 第3回 | 2月28日(水) 10時から | ○報告書に関する協議 ・報告書案の確認 |

(2) 検討委員会における協議概要

①小学校第5学年の移動教室について

小学校第5学年の移動教室について、以下の対応策それぞれについて、そのメリット及びデメリットについて協議した。

| 対応策 | 主なメリット | 主なデメリット |
|-----------------|--------------------------------|-----------------------------|
| ①他の施設を使用する。 | ・体験の機会を継続して確保できる。 | ・保護者負担が増加する。 ・施設の確保が難しい。 |
| ②宿泊行事を廃止する。 | ・保護者負担が軽減される。 | ・体験の機会が失われる。 |
| ③日帰りの校外学習に変更する。 | ・保護者負担が軽減される。 ・体験の機会が確保できる。 | ・体験の機会が減少する。 |

上表のメリット、デメリットを踏まえ、最も適した対応について協議した。

対応策を検討するにあたり、他の施設を使用することが可能なのかをまず調査する必要があるとの意見があった。そこで、旅行業者に民間施設に関する情報を、また、事務局に公共施設に関する情報を調査するよう依頼した。

○調査結果

| | 宿泊費 (朝、夕食含) | 予約等 |
|--------|----------------|--|
| 立科山荘 | 2,400円 | 清瀬市立学校は前年度に優先的な申し込み 保護者負担は、10,000円程度※ |
| 民間施設 A | 9,900円 | 現時点で予約の確約は困難 |
| 公共施設 A | 3,550円 | 令和6年6月まで予約受付不可 |
| 公共施設 B | 2,700円 | 3ヵ月前から申し込み(当該市の学校優先) |
| 公共施設 C | 2,310円 | 前年度の2月1日から申し込み(当該市の学校優先) |
| 公共施設 D | 1,750円 | 3ヵ月前から申し込み |

※保護者負担は、市補助金(4,200円)を差し引いて計算している。

【旅行会社による民間施設の調査結果】

- 収容人数、予約状況、費用面等を考慮した上で調査を行ったが、立科近辺で可能性がある民間施設がないことが分かった。
- 同条件で、立科近辺以外（山梨及び神奈川で6つの民間施設）での調査も行ったが、例年使用している学校があり新規の参入は難しいこと、貸し切りが不可の施設が多いことが分かった。山梨で1施設（民間施設A）のみ、貸し切り対応が可能な施設があったが、現時点で確約ができないこと、また、費用面では9,900円と高額になることが分かった。

【事務局による公共施設の調査結果】

- 他市や他県の施設など公共の施設について同条件で調査したが、費用面では、いずれも現在と同等の金額で実施できることが分かった。しかし、予約が3カ月から半年前からとなっている施設が多いこと、他市の施設の場合は当該市の学校の予約が優先となることも分かった。

○意見の概要

- 費用面から見て、民間施設への変更は難しい。
- 公共施設であれば費用面の課題はないが、日程が早期に確定できないことや立科山荘と同等の環境とは言えない施設があることが課題となる。
- 各校の保護者代表からは、コロナ禍でもともと2泊3日だった移動教室が1泊2日になった経緯があるため宿泊はぜひ継続してほしいという意見や近場でもよいので宿泊をしてほしいという意見、また、5年生は日帰りの校外学習を実施し、6年生の日光を充実させた方がよいなどの意見が出されていた。
- 学校としては、前年度の早い段階で施設と日程が確定しないと次年度の教育課程の作成に影響が出る。
- 安定して施設の確保ができないことや年度によって施設や地域が変わることは、学習面、安全面から見て課題がある。
- 日帰りの校外学習でも、近隣地域で多くの体験活動ができるため、各校でその充実を検討していけばよいのではないかと。
- 東京都教育委員会で実施している「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」などの事業を活用することも考えられる。本事業を活用した際、保護者負担は不要となる。

○協議のまとめ

委員会としては、前年度の早い段階で確実に施設が確保でき、費用も同程度の公共施設があれば、宿泊行事の継続を望むが、調査結果から施設の予約方法や費用面等を考えると安定した実施は難しい状況にあると考える。そのため、代替の校外学習や学校キャンプ等を各校で検討して、体験活動の充実を図ることを提案する。その際、東京都教育委員会の事業を活用したり、市の補助金等の支援を検討したりするなど、保護者負担への配慮も要望する。

②小学校第6学年の修学旅行について

小学校第6学年の修学旅行について、以下の対応策それぞれについて、そのメリット及びデメリットについて協議した。

| 対応策 | 主なメリット | 主なデメリット |
|--------------|---|---|
| ① 1泊2日を継続する。 | <ul style="list-style-type: none"> 宿が確保できている。 継続した取組が行える。 | <ul style="list-style-type: none"> 体験活動が十分に行えない。 |
| ② 2泊3日に拡充する。 | <ul style="list-style-type: none"> 体験活動の機会を拡充できる。 | <ul style="list-style-type: none"> 宿を確保する必要がある。 保護者負担が増加する。 |

上表のメリット、デメリットを踏まえ、最も適した対応について協議した。

対応策を検討するにあたり、2泊3日に拡充した場合、宿は確保できるか、また、保護者負担はどの程度増加するか等を調査する必要があるとの意見があった。そこで、旅行業者に調査を依頼した。

○調査結果

【1泊2日の場合（現状）】

| | 宿泊費 (朝、夕食含) | 保護者負担 | 予約等 |
|-----|----------------|------------|----------------|
| 湯の屋 | 8,800円 | ※15,000円程度 | 令和6年度1泊2日は予約済み |

※保護者負担の算出方法

各学校の行程等により差はあるが、概ね以下の計算による。

| | |
|------------------------------|---------|
| 交通費+宿泊料+昼食代+施設入場料+諸費用（高速代金等） | 20,000円 |
| － 市補助金 | 4,200円 |
| 保護者負担 | 15,800円 |

【2泊3日の場合】

| | 宿泊費 (朝、夕食含) | 保護者負担 | 予約等 |
|--------|----------------|------------|---|
| 湯の屋 | 17,600円 | ※35,000円程度 | <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度以降、2泊3日可能 |
| 民間施設 A | 17,600円 | | <ul style="list-style-type: none"> 金、土、日であれば可能性有。 予約は前年の9月から。 |
| 民間施設 B | 19,800円 | | <ul style="list-style-type: none"> 40名以下の貸し切り不可。 予約は1年前から。 |

※保護者負担の算出方法

各学校の行程等により差はあるが、概ね以下の計算による。

| | |
|------------------------------|---------|
| 交通費+宿泊料+昼食代+施設入場料+諸費用（高速代金等） | 40,000円 |
| － 市補助金 | 4,200円 |
| 保護者負担 | 35,800円 |

- ・収容人数、予約状況、費用面等を考慮した上で、2泊3日の実施が可能な施設について調査を行ったが、日光近辺では、現在使用している1施設のみであることが分かった。
- ・同条件で日光以外（尾瀬及び鬼怒川で11施設）での調査も行ったが、例年使用している学校があり新規の参入は難しいこと、貸し切りが不可の施設が多いことから、可能性のある施設は、尾瀬で1施設（民間施設A）、鬼怒川で1施設（民間施設B）であることが分かった。ただし、尾瀬の1施設（民間施設A）は、金、土、日の2泊3日であれば可能性があるとの回答だったこと、また、鬼怒川の1施設（民間施設B）は40名以下の貸し切りは不可であるとの条件が提示されていることが分かった。
- ・費用面では、現在と同じ宿で2泊3日を実施したことを想定し、旅行会社に試算を依頼したところ、保護者負担が35,000円程度になることが分かった。

○意見の概要

- ・金、土、日の宿泊は、児童の負担や休日の医療体制等を踏まえると難しいと考える。
- ・貸し切りが不可の場合、一般客と一緒にすることもあるため、入浴時間に制約があったり、児童の安全面のリスクが生じたりする可能性がある。学校としては貸し切りが望ましい。
- ・5年生の移動教室がなくなるのであれば、6年生の修学旅行は2泊3日にして、体験活動をより充実させていくべき。
- ・日光以外の場所となった際には、その地域で何を学ぶかを明確にしていく必要がある。また、安全面等の確認も詳細に行う必要がある。実際に検討を行う場合は、学校の先生方にも加わっていただき、充実した学びと安全の確保等について、時間をかけて検討する必要がある。
- ・保護者負担が高額になるが、5年の宿泊がなくなった分を充てるということで、一定の理解は得られるのではないかと。ただし、5年生から積立を始めるなどの工夫を講じたり、市の補助金等の支援を検討したりするなど保護者負担への配慮があるとよい。

○協議のまとめ

委員会としては、修学旅行を2泊3日に拡充し、体験活動の一層の充実を図ることを提案する。その際、5年生から積立を始めるなどの工夫を講じたり、市の補助金等の支援を検討したりするなど、保護者負担への配慮を要望する。開始年度は、令和8年度とする。これは、現状で施設を抑えられる最短の年度であることと、令和7年度の第5学年の児童が令和8年度に第6学年となった際に5年で宿泊ができなかったことを踏まえて2泊3日になるようにするためである。ただし、令和9年度以降については、より充実した学びが実現でき、より安全で快適、かつ安定して予約ができる環境が図られる場所について、継続して検討していく必要があることも確認した。

4 令和7年度以降の宿泊行事について

(1) 小学校第5学年の移動教室について

- 移動教室は実施せず、代替の校外学習や学校キャンプ等を各校で検討して、体験活動の充実を図ることを提案する。
- その際、東京都教育委員会の事業を活用したり、市の補助金等の支援を検討したりするなど、保護者負担への配慮を要望する。

(2) 小学校第6学年の修学旅行について

- 修学旅行を2泊3日に拡充し、体験活動の一層の充実を図ることを提案する。
- その際、5年生から積立を始めるなどの工夫を講じたり、市の補助金等の支援を検討したりするなど、保護者負担への配慮を要望する。
- 開始年度は、令和8年度とする。これは、現状で施設を抑えられる最短の年度であることと、令和7年度の第5学年の児童が令和8年度に第6学年となった際に5年で宿泊行事がなかったことを踏まえて2泊3日になるようにするためである。
- ただし、令和9年度以降については、より充実した学びが実現でき、より安全で快適、かつ安定して予約ができる環境が図られる場所について、継続して検討していくことも要望する。

(3) 今後の移行計画について

| 小学校 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|------|-------|-------|-------------|-------------|-------|
| 第5学年 | 立科1泊 | 立科1泊 | <u>校外学習</u> | 校外学習 | 校外学習 |
| 第6学年 | 日光1泊 | 日光1泊 | 日光1泊 | <u>日光2泊</u> | 日光2泊 |

- ※令和6年度の第5学年は、立科移動教室を実施するため、令和7年度の日光修学旅行は現状通り1泊とする。
- ※令和7年度の第5学年は、立科移動教室を実施しないため、令和8年度の日光修学旅行を2泊とする。

參考資料

參考資料

清瀬市立学校における遠足（旅行）・集団宿泊的行事の在り方検討委員会 設置要項

（設置）

第1 清瀬市教育委員会は、学校関係者及び保護者代表との連携・協力の下、清瀬市立学校における宿泊行事等の在り方について検討するため、「清瀬市立学校における遠足（旅行）・集団宿泊的行事の在り方検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

（設置期間）

第2 検討委員会の設置期間は、令和6年1月1日から令和6年3月31日までとする。

（所掌事務）

第3 検討委員会は、次の事項について検討する。

- （1） 清瀬市立学校における遠足（旅行）・集団宿泊的行事の在り方に関する事
- （2） その他、必要と認められる事項に関する事

（構成）

第4 検討委員会は、次の委員によって構成する。

- （1） 校長代表 2名
- （2） 保護者代表 2名
- （3） 庁内関係者（教育企画課長、教育指導課長及び教育支援担当課長）

2 検討委員会には、委員長、副委員長を置く。

- （1） 委員長は、校長の職にある者をもって充てる。
- （2） 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

（運営等）

第5 検討委員会の運営等は、次のとおりとする。

- （1） 委員長は、検討委員会を招集し、主宰する。
- （2） 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、委員長の職務を行う。
- （3） 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

（任期）

第6 委員の任期は3か月とする。

（庶務）

第7 検討委員会の庶務は、清瀬市教育委員会教育部教育指導課において処理する。

（補則）

第8 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

（附則）

この要項は、令和6年1月1日から施行する。

【委員名簿】

| 職名等 | | 氏名 |
|---------------------|----------------------|-------|
| 委員長 | 清瀬市立清明小学校 校長 | 渋谷 正芳 |
| 副委員長 | 清瀬市立清瀬第四小学校 校長 | 長沼 正城 |
| 保護者代表 | 清瀬市立清瀬小学校 PTA 本部役員代表 | 菊池 彩子 |
| 保護者代表 | 清瀬市立清明小学校 保護者の会 会長 | 松下 美希 |
| 清瀬市 教育委員会 事務局 | 教育企画課長 | 宮本 央子 |
| | 教育指導課長 | 大島 伸二 |
| | 教育支援担当課長 | 馬場 一平 |

<小学校>

1 学校行事の目標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを旨とする。

2 学校行事の内容

儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、**遠足・集団宿泊的行事**、勤労生産・奉仕的行事

3 遠足・集団宿泊的行事のねらいと内容

自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができるようにすること。

<育成すべき資質・能力>

○遠足・集団宿泊的行事の意義や校外における集団生活の在り方、公衆道徳などについて理解し、必要な行動の仕方を身に付ける。

○平素とは異なる生活環境の中での集団生活の在り方やよりよい人間関係の形成について考え、自然や文化などに触れる体験において活用したり応用したりすることができるようにする。

○日常とは異なる環境や集団生活において、自然や文化などに関心を持ち、積極的に取り組もうとする態度を養う。

4 実施上の留意点（抜粋）

○自主的、実践的に活動できるよう、児童の意見を取り入れた活動ができるようにする。

○現地の状況や安全の確認、地理的環境や所要時間などを把握する。

○地域社会の社会教育施設等を活用し、自然や文化などに触れられるよう配慮する。

○事前に指導を十分に行い児童の参加意欲を高め、保護者にも知らせておく。

○児童の健康診断や健康相談を行い、食物アレルギー等の健康状態を把握しておく。

○宿泊行事では、その環境でしか実施できない教育活動を工夫する。農林水産業に関わる体験活動等や地域の特色や産業等の活動も望ましい。また、宿泊活動については、いじめの防止や不登校児童の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等の教育効果が期待される。そこで、一定期間（例えば1週間（5日間）程度）行うことが望まれる。

○宿泊を伴う体験的な活動においては教科等や総合的な学習の時間などの指導計画を工夫し、宿泊施設を活用した野外活動なども考えられる。具体的には、イングリッシュキャンプ、自然教室、農林水産業施設の見学学習などある。

○小学校の段階においては、現地集合や解散をすることは望ましくない。また、自然災害などの不測の事態に対しても、避難の手順等は事前に確認し、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。

<中学校>

1 学校行事の目標

全校又は学年の生徒で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを旨とする。

2 学校行事の内容

儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事

3 旅行・集団宿泊的行事のねらいと内容

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすること。

<育成すべき資質・能力>

○豊かな自然や文化・社会に親しむことの意義を理解するとともに、校外における集団生活の在り方、公衆道徳などについて理解し、必要な行動の仕方を身に付けるようにする。

○日常とは異なる生活環境の中での集団生活の在り方や公衆道徳について考え、学校生活や学習活動の成果を活用するように考えることができるようにする。

○日常とは異なる環境や集団生活において、自然や文化・社会に親しみ、新たな視点から学校生活や学習活動の意義を考えようとする態度を養う。

4 実施上の留意点（抜粋）

○自主的な活動の場や機会を考慮し、役割分担、相互の協力、きまり・約束の遵守、人間関係を深める活動などの充実すること。また、文化的行事や健康安全・体育的行事、勤労生産・奉仕的行事との関連などを重視して、単なる物見遊山に終わることのないように留意すること。また、生徒の入学から卒業までの間に宿泊を伴う行事を実施すること。

○目的やねらいを明確にし、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、学級活動などとの関連を工夫する。また、事前の学習や、事後のまとめや発表などを工夫する。

○事前に指導を十分に行い生徒の参加意欲を高め、保護者にも知らせておく。

○地域社会の社会教育施設等を活用し、自然や文化などに触れられるよう配慮する。

○生徒の心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに配慮し、学校や生徒の実態を踏まえた活動となるよう工夫する。特に、教師の適切な管理の下での生徒の活動が助長されるように事故防止のための万全な配慮をする。また、自然災害などの不測の事態に対しても、自校との連絡体制を整えるなど適切な対応ができるようにする。